

奄美市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱（平成19年奄美市告示第67号）第3条に規定する広告掲載の適否を判断する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 奄美市の有料広告事業において掲載する広告は、社会的に信用度が高く、市民に不利益を与えない中立性のあるものでなければならない。

2 広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を定めるものとする。

(規制業種又は業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業にかかるもの
- (3) 商品先物取引に関する事業者
- (4) エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形等法律の定めない医療類似行為を行う事業者
- (5) 占い又は運勢判断に関する事業者
- (6) 興信所、探偵事務所その他これらに類する事業者

- (7) 債権取立て及び示談引受け等をうたったもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更正手続中の事業者
- (10) 各種法令に違反している事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載する業種又は事業者として
適当でないと認めるもの
(掲載基準)

第 5 条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉き損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法(昭和 23 年法律第 205 号)、
薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）その他の法令に規定する広告の制限に抵触するもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、
次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等
関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体及びその他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、
出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの

オ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が広告媒体に掲載するものとして適当でないと認めるもの

附 則

この基準は、平成１９年１０月１日から実施する。

附 則

この基準は、平成２４年８月１日から実施する。